

アイスランド南部での火山噴火に伴う 海外旅行保険の取扱いについてお知らせします

アイスランド南部での火山噴火の影響により、複数の空港が閉鎖され航空機が欠航となる等、欧州北部の交通網に支障が生じている状況にありますので、海外旅行保険の取扱いについてお知らせいたします。

1. 旅行期間の変更に関する取扱い

保険期間末日までに最終目的地に到着予定であったにもかかわらず、アイスランド南部での火山噴火による空港の閉鎖、航空機等の欠航等により遅延した場合には、事態が収束し正常な旅行行程によって合理的に最終目的地に到着できるまでの間について保険期間を延長します。

2. 旅行キャンセル費用補償特約における旅行の中止等の取扱い

アイスランド南部での火山噴火により、出国を中止された場合、中途帰国された場合または旅行行程の一部を変更された場合に負担した取消料・違約料等の費用は、「旅行キャンセル費用補償特約」で保険金支払の対象となります。

3. 航空機遅延費用等補償特約における取扱い

火山噴火の影響による航空機の欠航等により負担した費用（ホテル等の客室料、食事代等）は、保険金をお支払いしない場合に該当しますので、保険期間内に生じた費用であっても「航空機遅延費用等補償特約」では保険金支払の対象外となります。

以上